

2 監査公表第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年6月16日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月16日

福岡市監査委員	今 林 ひであき
同	田 中 しんすけ
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

1 監査報告と措置の件数

2 監査公表第1号（令和2年2月17日付 福岡市公報第6650号(別冊)公表）分

・・・15件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 局別監査

(1) 経済観光文化局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 雇用の手続きについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>事業主は労働者を雇用する際、労働基準法や雇用保険法等に則り、適正に処理しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成29年度、同30年度及び令和元年度「アジアフォーカス・福岡国際映画祭事業負担金」の交付先団体「アジアフォーカス・福岡国際映画祭実行委員会」(事務局:コンテンツ振興課)の経理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>A 原課嘱託員について、勤務時間終了後、交付先団体で雇用していたが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 事業主は労働者を雇用する際</p>	<p>当該労働者に対して書面による労働</p>

<p>は、労働基準法第15条により、労働時間や賃金などの労働条件を明示しなければならないが、勤務条件の書面による明示などの雇用手続きを行っていなかった。また、賃金の支給に際し、賃金単価の根拠などが書面で確認できなかった。(29年度1人、30年度2人、元年度1人)</p> <p>b 事業主は労働者に時間外及び休日の労働をさせる場合は、労働基準法第36条により、労働者との書面による協定を結び、協定内容を労働基準監督署へ届け出なければならないが、書面による協定を結ばず、時間外及び休日に労働させていた。(29年度1人189時間、30年度2人126時間、元年度1人83時間)</p> <p>B 事業主は、雇用保険法第7条により、雇用する労働者について、雇用保険の被保険者となった旨を公共職業安定所(ハローワーク)に届け出る必要があるが、団体に雇用している一部の臨時職員において、その手続きを行っていなかった。(30年度1名、元年度1名)</p> <p>今後、労働者の雇用に当たっては、労働基準法その他関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(コンテンツ振興課)</p>	<p>条件の明示を行い、これまでの合意内容に相違がないことを確認した。</p> <p>また、関係法令の確認や雇用手続きに係るチェックリストを作成し、再発防止のための体制を強化した。</p> <p>関係法令の確認や雇用手続きに係るチェックリストを作成し、再発防止のための体制を強化した。</p> <p>当該労働者については遑って雇用保険の加入を行った。</p> <p>また、関係法令の確認や雇用手続きに係るチェックリストを作成し、再発防止のための体制を強化した。</p>
--	--

<p>(イ) 所得税の源泉徴収事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>所得税法第204条に定める報酬，料金等を個人に支払をする者は，支払金額から所得税を源泉徴収しなければならない。</p> <p>しかしながら，平成29年度，同30年度及び令和元年度「アジアフォーカス・福岡国際映画祭事業負担金」の交付先団体(事務局:コンテンツ振興課)の経理事務において，源泉徴収を行っていないものがあった。(29年度14件，30年度21件，元年度4件)</p> <p>今後，所得税の源泉徴収に当たっては所得税法等に則り，適正に事務処理を行われたい。</p> <p>(コンテンツ振興課)</p>	<p>源泉徴収を行っていなかった所得税については，本人から徴収を行い，令和元年12月18日に全額税務署へ納付を行った。</p> <p>また，関係法令の確認や支出関係書類に源泉徴収の確認項目を設けるなどの様式改善を行い，再発防止のための体制を強化した。</p>
<p>(ウ) 博物館常設展観覧券に係る出納管理及び物品購入(印刷)契約事務について，適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>A 物品の出納管理に当たっては，交付状況の把握，現物の確認とともに帳簿の点検等，物品管理者及び担当者は，適時確認を行わなければならない。</p> <p>しかしながら，常設展観覧券の出納管理において，物品出納簿への記録及び在庫管理が適正に行われていなかったため，出納簿の残枚数と現物の数が一致しておらず，常設展観覧券6種について，実査日(令和元年9月27日)現在，出納簿の残枚数合計(35,100枚)より現物合計(36,700枚)が1,600枚多かった。</p>	<p>常設展観覧券の物品出納簿については，現状に合わせて再整理を行った。</p> <p>物品の出納管理については，関係規則等を所属全員で再確認し，規則に基づく適切な事務処理について周知徹底を図るとともに，常設展観覧券の出納管理については，月締めに際し，出納簿上の残枚数と現物の枚数及び通し番号も確認することとし，受入・払出の管理を徹底するように取り組んでいる。</p>

<p>B 契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成28年度及び同29年度の10万円以下の物品購入(印刷)契約事務において、同28年度に納品された「常設展観覧券(一般)」(22,000枚)について、随意契約伺及び納品完了届兼検査調書を納品日より後の日付で作成し、同29年度に納品があったものとして同年度予算で支出していた。また、納品数量も、実際の数量(合計22,000枚)と異なる数量(合計15,000枚)となっていた。</p> <p>(3件)</p> <p>今後は、適正な事務処理が行われるよう早急に対策を講じられたい。</p> <p>(博物館運営課)</p>	<p>契約事務については、関係規則等を所属全員で再確認し、規則に基づく適切な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>また、業者からの随意契約伺や納品完了兼検査調書の受領に際しては、記載内容について、納品書等との照合により事実確認を行うよう取り組んでいる。</p>
---	--

(2) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>業務委託に当たっては、事前に契約を締結し、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行わなければならない。しかしながら、令和元年度の「自転車放置防止対策周知業務委託」及び「放置自転車ZEROCキャンペーン事業業務委託」において、書類上は4月1日付の契約書を作成していたが、実際は令和元年9月25日及び令和元年10月1日(いずれも公印使用簿の日付)に契約書を作成し、4月から約半年の間、契約書を作成しないまま業務を履行させていた。</p> <p>なお、平成30年度の定期監査において、同様の指導を行っていたが、改善されて</p>	<p>今回の監査の指摘事項等を踏まえ、課内会議において、契約事務の研修及び次年度の契約事務締結に向けたスケジュール確認を徹底するとともに、契約事務に係るチェックリストを作成し、課長・係長によるチェック体制を構築し運用を開始している。また、チェックリストについても新規契約や契約内容の変更を踏まえ、随時見直しを行い、これ以上同様の事態が発生しないよう再発防止策を徹底する。</p>

<p>いなかった。</p> <p>今後、契約締結に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約手続きを行われたい。</p> <p>(自転車課)</p>	
--	--

(工事監査)

1 局別監査

(1) 経済観光文化局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 複合単価の作成を適正に行うべきもの</p> <p>マリンメッセ福岡空冷ヒートポンプチラー他更新工事 [総合評価] [No. 11]</p> <p>(契約金額 2 億 1,060 万円)</p> <p>本工事はマリンメッセ福岡の空冷ヒートポンプチラーを更新する工事である。</p> <p>配管の複合単価の作成において「水道事業実務必携」の歩掛を準用しているが、配管工及び普通作業員の員数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(M I C E 推進課, 財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、設計金額の確認等を十分行い、再発防止に努めている。</p> <p>(M I C E 推進課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議で周知するとともに、精査の徹底などを「設計・積算業務の精度向上の取組み」として定め、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>B 共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>福岡競艇場立体駐車場照明設備更新その他電気工事 [No. 17]</p> <p>(契約金額 5,411 万 1,240 円)</p> <p>本工事は福岡競艇場の立体駐車場に設置された照明設備の更新と、泡</p>	<p>今回の指摘内容を関係職員で共有するとともに、工期の確認を十分行い、再発防止に努めている。</p> <p>(経営企画課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議で周知するとともに、精査の徹底などを「設計・</p>

<p>消火設備の更新に伴う電気工事である。</p> <p>共通費の算定において、工期を誤って適用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(経営企画課, 財政局設備課関連)</p>	<p>積算業務の精度向上の取組み」として定め、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの</p> <p>検査事務を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市博物館維持管理業務委託 [No. 15]</p> <p>(契約金額 1 億2,000万9,600円)</p> <p>本委託は福岡市博物館の施設の維持管理業務委託である。</p> <p>「福岡市契約事務規則」では監督員と検査員は兼職してはならないとなっているが、本委託の監督員が検査を行っていた。</p> <p>また、以下の案件でも監督員と検査員の兼職を行っていた。</p> <p>今後は、適正な検査事務に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市博物館受変電設備（及び非常用発電機）基本設計等業務委託 [No. 16] ・福岡市博物館除草業務委託 [No. 21] ・福岡市博物館屋外彫刻コーティング業務委託 [No. 23] <p>(博物館運営課)</p>	<p>監督員と検査員の兼職禁止については、福岡市契約事務規則に基づき監督員が検査を行わないよう所属職員に対し課内会議において周知徹底を図った。</p>

(2) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの</p>	<p>定期監査における指摘事項については、再発防止のため、建設部内に周知す</p>

<p>(ア) 建設リサイクル法を遵守すべきもの 都市基盤水崎川河川改修（排水機場 電気設備）工事 [総合評価] [No. 37] （契約金額 2 億1, 298 万7, 552 円） 本工事は水崎川排水機場建設に伴う 電気設備工事である。 本工事は「建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律」に規定する対 象建設工事に該当するため、発注者は 同法第11条等の規定に基づき福岡市長 にあらかじめ通知しなければならない こととなっているが、通知していなか った。 今後は、適正な施工管理に努められ たい。 （河川課，施設整備課関連）</p>	<p>るとともに、研修を実施した。 また、建設部各課のチェックリストを 確認し、チェック項目を統一的なもの とするなどの改善を行い、工事の各段階 で工事書類の提出状況を係長がチェッ クできる体制とした。</p>
<p>(イ) 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 上妹池（治水池整備その3）工事 [No. 42] （契約金額215万5, 680円） 本工事は治水池を広場として2次的 利用するため、表土の入れ替えを行う 工事である。 当該工事は土壌汚染対策法第4条に 基づく土地の形質変更該当すること から、あらかじめ福岡市長へ届出が必 要であるが、届出がされていなかった。 今後は、適正な施工管理に努められ たい。 （河川課）</p>	<p>定期監査における指摘事項について は、再発防止のため、建設部内に周知す るとともに、研修を実施した。 また、建設部各課のチェックリストを 確認し、チェック項目を統一的なもの とするなどの改善を行い、工事の各段階 で工事書類の提出状況を係長がチェッ クできる体制とした。</p>

(3) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な 事例が認められたので注意を求めら れるもの 見積りによる単価の採用を適正に行</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議で周知す るとともに、精査の徹底などを「設計・ 積算業務の精度向上の取組み」として定 め、再発防止に努めている。</p>

<p>うべきもの</p> <p>中央消防署移転改築電気工事 [総合評価] [No. 4]</p> <p>(契約金額 2 億903万1, 840円)</p> <p>本工事は中央消防署の移転改築に伴う電気工事である。</p> <p>動力盤等の見積比較において、見積書から比較表へ転記する際に入力を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(管理課, 財政局設備課関連)</p>	<p>(管理課, 財政局設備課)</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p>中央消防署移転改築電気工事 [総合評価] [No. 4]</p> <p>(契約金額 2 億903万1, 840円)</p> <p>本工事は中央消防署の移転改築に伴う電気工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長にあらかじめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。</p> <p>また、発注者は同法第18条の規定に基づき再資源化等が完了した旨を受注者から書面で報告を受けることとなっているが、その書面を受領していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p>(管理課, 財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議で周知し、法令で定められた手続きの確実な実施について確認するとともに、適正な施工管理に努めている。</p> <p>(管理課, 財政局設備課)</p>

(4) 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 足場の積算を適正に行うべきもの 有住小学校循環利用水処理施設改良衛生設備工事 [No. 16] (契約金額1,463万8,320円)</p> <p>本工事は有住小学校の循環利用施設を更新する工事である。</p> <p>足場工事において、枠組足場の基本料の単価を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (施設課, 財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、工事設計・施工管理を依頼している財政局設備課とともに、設計・積算業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めた。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議で周知するとともに、精査の徹底などを「設計・積算業務の精度向上の取組み」として定め、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>(イ) 見積りによる単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p>能古小学校・能古中学校校舎増築その他工事(北工区) [総合評価] [No. 11] (契約金額4億1,634万円)</p> <p>本工事は能古小学校・能古中学校の校舎の増築及び改造を行う建築工事である。</p> <p>建築工事の積算では、見積りによる単価を採用する場合には、法定福利費を含んだ金額を単価として採用することとなっている。</p> <p>しかしながら、金属製建具及び厨房機器の単価の採用にあたり、法定福利費を含まない金額を採用していた結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (施設課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、工事設計・施工管理を依頼している財政局施設建設課とともに、設計・積算業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めた。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議等で周知するとともに、建築設計・積算業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>(ウ) 共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>能古小学校・能古中学校校舎増築その他電気工事 [No. 19]</p>	<p>今回の指摘内容を課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、工事設計・施工管理を依頼している財政局設備</p>

<p>(契約金額8,917万1,280円)</p> <p>本工事は能古小学校・能古中学校の校舎の増築及び改造に伴う電気工事である。</p> <p>共通費の算定において、増築と改修を同一工事で一括発注する場合、増築と改修に区分して算定すべきところを、すべて改修として算定していた結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課, 財政局設備課関連)</p>	<p>課とともに、設計・積算業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めた。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を課内会議で周知するとともに、精査の徹底などを「設計・積算業務の精度向上の取組み」として定め、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
---	--